

第1回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成17年2月23日(水)

午前 10 時から

場 所 笠間市総合公園管理棟

(笠間市箱田867-1)

1 開 会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委嘱状の交付及び委員の紹介

4 事務局職員の紹介

5 議 事

(1) 報告事項

- | | |
|----------|--|
| 報告第 1 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について |
| 報告第 2 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について |
| 報告第 3 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について |
| 報告第 4 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について |
| 報告第 5 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について |
| 報告第 6 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について |
| 報告第 7 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について |
| 報告第 8 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について |
| 報告第 9 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画について |
| 報告第 10 号 | 笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算について |

(2) 協議事項

- | | |
|----------|-------------------------|
| 協議第 1 号 | 合併協定項目について |
| 協議第 2 号 | 行政制度等の調整方針について |
| 協議第 3 号 | 合併の方式について |
| 協議第 4 号 | 合併の期日について |
| 協議第 5 号 | 新市の名称について |
| 協議第 6 号 | 新市の事務所の位置について |
| 協議第 7 号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議第 8 号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議第 9 号 | 地域審議会等の取扱いについて |
| 協議第 10 号 | 新市建設計画の素案について |

5 その他

6 閉 会

目

次

(1) 報告事項

報告第 1 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について	1
報告第 2 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について	3
報告第 3 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について	6
報告第 4 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について	12
報告第 5 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について	14
報告第 6 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について	17
報告第 7 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について	22
報告第 8 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程について	25
報告第 9 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画について	27
報告第 10 号	笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算について	29

(2) 協議事項

協議第 1 号	合併協定項目について	33
協議第 2 号	行政制度等の調整方針について	36
協議第 3 号	合併の方式について	39
協議第 4 号	合併の期日について	44
協議第 5 号	新市の名称について	48
協議第 6 号	新市の事務所の位置について	51
協議第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	57
協議第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	64
協議第 9 号	地域審議会等の取扱いについて	72
協議第 10 号	新市建設計画の素案について	78

報告第 1 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置の経緯

年 月 日	内 容
平成 13 年 5 月	笠間市・友部町・岩間町・七会村・内原町による広域行政研究会の設置し、合併の効果・課題等の研修を行う。
平成 14 年 8 月～9 月	笠間市・友部町・岩間町において、市町村合併についての住民説明会を実施（各小学校を会場として実施）
平成 14 年 8 月	岩間町において無作為抽出による住民 2,000 名を対象に、合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 66.7%）
平成 14 年 9 月	笠間市において無作為抽出による住民 3,000 名を対象に、合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 53%）
平成 14 年 9 月	内原町が水戸市との合併表明、七会村が城北地域との合併方針を表明。
平成 14 年 10 月 1 日	笠間市・友部町・岩間町任意合併協議会の設置
平成 14 年 10 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町任意協議会の解散
平成 15 年 7 月	友部町において無作為抽出による住民 6,000 名に対して、合併に関するアンケートを調査実施（合併賛成 53.4%）
平成 15 年 9 月 24 日	友部町・岩間町合併協議会設置
平成 16 年 6 月 30 日	友部町・岩間町合併協議会の解散
平成 16 年 8 月 11 日	県知事による呼びかけで、笠間市長、友部町長、岩間町長と各議会議長及び関係県議会議員 3 名による懇談を行い、改めて 1 市 2 町の枠組みによる合併推進を確認。
平成 16 年 9 月	笠間市において、全戸（約 10,000 戸）を対象に合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 70.9%）
平成 17 年 2 月 14 日	笠間市長・友部町長・岩間町長及び関係正副議長で合併協議会設置の事前協議実施
平成 17 年 2 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町の各臨時議会で、笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置議案が可決され、笠間市・友部町・岩間町の三首長が 1 市 2 町の合併協議会設置に関する協議書を締結。
平成 17 年 2 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置

報告第 2 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について

笠間市、友部町及び岩間町は、市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく合併協議会の設置について協議を行い、平成 17 年 2 月 21 日に開会された関係市町の臨時議会における議決を経て、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 笠間市、友部町及び岩間町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）1市2町の合併に関する協議
- （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、次条第1項第1号の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）1市2町の長 3名
- （2）1市2町の助役。ただし、欠員の場合は、1市2町の長の補助機関たる職員のうちから1市2町の長がそれぞれ指名した者に代えることができるものとする。 3名
- （3）1市2町の議会の議長及び1市2町の議会の議長がそれぞれ推薦した当該議会の議員 9名
- （4）1市2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者 9名
- （5）1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 5名

- 2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の2以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は書類の提出を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正、円滑な協議が著しく阻害され、又は会議の目的が達成されないと認めるときは、会議に諮り一部又は全部を非公開とすることができる。

5 その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（小委員会）

第10条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第13条 協議会に要する経費は、1市2町が協議して負担する。

（監査）

第14条 協議会の出納の監査は、1市2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第16条 協議会の会長、副会長、委員、監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、1市2町の長が協議して定める日から施行する。

報告第 3 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 9 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程を定めたので報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第9条第5項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事の進行）

第2条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、議長の判断により表決を採り、議長を含めた出席委員の過半数の賛成をもって議事を進める。

（会議録の調製）

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第1号）を調製し、保存するものとする。

- （1） 会議の開催日時及び場所
- （2） 出席及び欠席した委員の氏名
- （3） 会議に付した議題
- （4） 議事の内容
- （5） その他議長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付する。

3 会長及び会長が指名した副会長は、作成した会議録に記名押印するものとする。

4 会議録は、会長及び会長が指名した副会長が記名押印した日をもって確定する。

5 前2項の記名押印については、会長又は副会長が会議に出席できなかった場合、議長が指名した者がこれを行うものとする。

（会議録等の公開）

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に行う。

（会議録等の閲覧）

第5条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧の請求は、会議録等閲覧申請書（様式第2号）に必要事項を記載して提出しなければならない。

3 閲覧の場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、閲覧の時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く執務時間内とする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を非公開とする決定があったときは、この限りではない。

2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿兼誓約書（様式第3号）に住所及び

氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の１５分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の１５分前における傍聴希望者が前条第２項の定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

（傍聴人の入場制限）

第８条 次の各号に掲げる者は、傍聴席へ入ることができない。

- （１）銃器その他危険なものを所持している者
- （２）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- （３）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類及び拡声機等を所持している者
- （４）酒気を帯びていると認められる者
- （５）前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

- 2 第１１条第２項の規定により議長に退場を命ぜられた者は、以降の会議において傍聴席への入場を禁止する。

- 3 前２項に掲げるもののほか、議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第９条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （１）会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （３）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （４）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （５）飲食及び喫煙をしないこと。
- （６）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第１０条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

（秩序の維持）

第１１条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

- 2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

（その他）

第１２条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成１７年２月２１日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日（ ） 時 分開会。 時 分閉会。	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議題		2 会議概要
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
その他の必要事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 年 月 日		議長（会長） 印	
		副会長 印	
		副会長 印	

様式第2号（第5条関係）

會 議 錄 等 閱 覽 申 請 書

平成 年 月 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長 磯 良 史 様

(申請者)

住所

氏 名

電話番号 ()

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 閱覽希望日時

平成 年 月 日 ()

午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

2. 閱覽希望文書

第 回合併協議会の会議録

3. 閲覧の目的

- ☐ 協議会の審議状況を把握するため
☐ 協議会の審議状況を広報するため
☐ 合併についての論議資料とするため
☐ その他（ ）

該当する□にチェックを付けて下さい。

様式第3号（第7条関係）

傍 聽 人 受 付 簿 兼 誓 約 書

(傍聴人の遵守事項)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (１) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (２) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (３) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (４) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (５) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (６) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

上記の事項を遵守し、その他議長の指示に従い傍聴することを、誓約します。

平成 年 月 日

[illegible]

報告第4号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程を定めたので報告する。

平成17年2月23日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会設置規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は協議会から付託された事項について調査し、又は審議するものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における調査及び審議の経過並びにその結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

報告第 5 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項及び合併に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

（幹事）

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、別表に掲げる職にある者が欠員のときは、当該市又は町の補助機関たる職員のうちから、当該市又は町の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

（幹事長及び副幹事長）

第5条 幹事会に、幹事長1人及び副幹事長2人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長がこれを招集する。

（会議の運営）

第7条 幹事長は、会議の議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 第2条に規定する事務に関して専門的な調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、総務・企画部会、住民・環境部会、保健・福祉部会、産業経済・農業委員会部会、都市建設・上下水道部会、教育部会及び議会部会とする。

3 専門部会は、部会員をもって組織する。

4 専門部会の部会員は、笠間市、友部町及び岩間町の職員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

5 専門部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。

6 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

7 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を

代理する。

9 専門部会の議長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き又は書類の提出を求めることができる。

10 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

（報告）

第9条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

別表（第4条関係）

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町	茨 城 県
助 役	助 役	収 入 役	総務部市町村課 広域行政推進室 室長
教 育 長	教 育 長	教 育 長	県北地方総合事務所 総務課企画振興室 室長
総務部長	町長公室長	秘書企画課長	
民生部長	総務部長	総務課長	
産業建設部長	福祉部長	保健福祉課長	
教育次長	経済環境部長	産業振興課長	
福祉事務所長	都市建設部長	地域整備課長	
都市建設課長	教育次長	学校教育課長	

報告第 6 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会、幹事会及び専門部会等（以下「協議会等」という。）の会議に関すること。
- （2）協議会等の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会等の庶務に関すること。
- （4）広報及び広聴に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項

（組織及び分掌事務）

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）班長
- （4）その他の職員

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡及び調整を行い、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 各班長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）分掌する事務の総括管理
- （2）所属する職員の指揮監督
- （3）班相互間の連絡調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）

第6条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、会長の属する市又は町の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」、「町長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は次に掲げる事項を専決することができる。

ただし、異例又は重要と認める事項についてはこの限りでない。

(1) 事務局事務の取扱方針に関すること。

(2) 各種資料等の調整に関すること。

3 事務局次長は、前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項についてはこの限りでない。

(1) 笠間市、友部町及び岩間町との連絡調整に関すること。

(2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。

(3) 実務的な調査及び回答に関すること。

(4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第 7 条 事務局における文書等（文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これに類する物から出力又は採録されたものをいう。）の受領、配付、収受、発送、保存その他文書の取扱いについて必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。ただし、文書の記号については「笠友岩合併協」とする。

2 協議会の情報の取扱いについては、笠間市情報公開条例（平成 11 年笠間市条例第 29 号）及び笠間市個人情報保護条例（平成 14 年笠間市条例第 25 号）の規定の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第 8 条 協議会の公印（以下「公印」という。）は、会長印とし、その名称、寸法、書体、ひな形及び使用区分は別表第 2 のとおりとする。

2 公印の保管責任者は、事務局長とする。

3 公印の取扱いについては、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の服務)

第 9 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市又は町の例による。ただし、勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 10 条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市又は町が負担する。ただし、時間外勤務手当及び休日勤務手当については、会長の属する市又は町の例により協議会の予算において支給するものとする。

2 職員の旅費については、会長の属する市又は町の例により協議会の予算において支給する。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会等の会議に関すること。 4 合併に係る広報・公聴に関すること。 5 合併に係る資料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 合併の方式に関すること。 8 合併の期日に関すること。 9 新市の名称に関すること。 10 新市の事務所の位置に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。
計画班	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整班	1 財産の取扱いに関すること。 2 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 3 特別職の身分の取扱いに関すること。 4 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 5 一部事務組合等の取扱いに関すること。 6 公共的団体等の取扱いに関すること。 7 町名・字名の取扱いに関すること。 8 慣行の取扱いに関すること。 9 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 10 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 11 地方税の取扱いに関すること。 12 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 13 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 14 条例、規則等の取扱いに関すること。 15 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 16 介護保険事業の取扱いに関すること。 17 消防団の取扱いに関すること。 18 その他各種事務事業の取扱いに関すること。

別表第 2（第 8 条関係）

名称	寸法	書体	ひな形	使用区分
笠間市・友部町・ 岩間町合併協議 会 会 長 之 印	2 . 1 c m × 2 . 1 c m	古印体	笠間市・友部町・ 岩間町合併協議 会 会 長 之 印	会長名をもって す る 文 書

報告第7号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第15条の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程を定めたので報告する。

平成17年2月23日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第15条の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、笠間市、友部町及び岩間町の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算について協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに笠間市、友部町及び岩間町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し協議会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は別表のとおりとし、特別な理由が生じた場合は別表に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 会長は、歳出予算の款相互の金額を必要に応じて流用することができるものとし、予算を流用したとき又は予備費を充用したときは、次の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れるなど確実な方法により保管しなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

（出納の閉鎖）

第8条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。ただし協議会が解散された場合は解散後2ヶ月以内とする。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市又は町の例により、これを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、会計年度終了後、又は協議会を解散した場合、協議会の決算を調製し監査委員の監査に付したうえで、当該決算書の写しを市又は町の長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年2月21日から施行する。

2 平成16年度においては第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設立後の」と読み替えるものとする。

別表(第4条関係)

【歳入予算の款項の区分】

款		項	
1	負担金	1	負担金
2	諸収入	1	諸収入

【歳出予算の款項の区分】

款		項	
1	事業費	1	事業推進費
2	総務費	1	総務管理費
3	予備費	1	予備費

報告第 8 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 委員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、委員等のうち協議会の会長、副会長並びに地方公共団体の常勤の特別職の職員及び一般職の職員については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として会長の属する市又は町の規定により、助役がこれを行うときの例により支給する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報酬の額 （円）	
協議会委員	日額	4,500
監査委員	日額	9,800

報告第 9 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の平成 1 6 年度事業計画を別紙のとおり作成したので報告し、承認を求める。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画

1 協議会の開催

(1) 協議会会議

2 調査研究事業

(1) 事務事業一元化事業

(2) 市町村建設計画の策定

(3) その他合併に関し必要な事項

3 広報・広聴活動

(1) 「合併協議会だより」の発行

(2) 合併協議会ホームページの開設・運営

(3) 住民説明会の開催

(4) その他合併協議会に関する広報

4 幹事会関係

(1) 幹事会会議の開催

(2) 専門部会の開催

報告第 1 0 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 1 5 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり平成 1 6 年度の笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算を編成したので報告し，承認を求める。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

平成16年度 笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算

平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は「歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成17年2月21日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

歳入歳出予算

1. 歳 入

款	項	目	本年度(千円)	前年度(千円)	比較(千円)	節		説 明	(千円)	
						区 分	金額(千円)			
1 負担金			15,000	0	15,000					
	1 負担金		15,000	0	15,000					
		1 負担金		15,000	0	15,000	1 負担金	15,000	笠間市・友部町・岩間町合併協議会負担金	
									15,000	
									内訳	
				笠間市		5,000				
								友部町	5,000	
								岩間町	5,000	
2 諸収入			1	0	1					
	1 預金利子		1	0	1					
		1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子等		1
計			15,001	0	15,001					

2.歳出

款	項	目	本年度(千円)	前年度(千円)	比較(千円)	節		説明	(千円)
						区 分	金額(千円)		
1 事業費			10,205	0	10,205				
	1 事業推進費		10,205	0	10,205				
		1 事業推進費	10,205	0	10,205	1 報酬	532	協議会委員報酬	532
						9 旅 費	40	委員旅費	40
						11 需用費	3,107	食糧費	1,037
								印刷製本費	2,070
						12 役務費	1,143	新聞折込手数料	1,143
						13 委託料	5,373	電算システム構築設計委託料	2,500
								例規一元化委託料	2,000
								ホームページ開設委託料	100
								会議録作成委託料	773
						14 使用料及び賃借料	10	有料道路使用料	10
2 総務費			4,252	0	4,252				
	1 総務管理費		4,252	0	4,252				
		1 事務局費	4,252	0	4,252	3 職員手当等	1,512	職員時間外勤務手当	1,512
						4 共済費	10	臨時職員共済費	10
						7 賃金	136	臨時雇賃金	136
						9 旅 費	58	普通旅費	58
						11 需用費	840	消耗品費	800
								食糧費	10
								燃料費	30
						12 役務費	120	通信運搬費	110
								手数料	10
						13 委託料	80	パソコン設定委託料	80
						14 使用料及び賃借料	196	コピーリース料	196
						15 工事請負費	500	電話工事費	500
						18 備品購入費	800	備品購入費	800
3 予備費			544	0	544				
	1 予備費		544	0	544				
		1 予備費	544	0	544	予備費	544	予備費	544
計			15,001	0	15,001				

協議第 1 号

合併協定項目について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
笠間市・友部町・岩間町合併協議会における合併協定項目は、別紙のとおりとする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

合併協定項目（案）について

番号	協定項目	備考
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	議決事項
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議決事項
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	議決事項
8	地域審議会等の取扱い	議決事項
9	地方税の取扱い	
1 0	一般職の職員の身分の取扱い	
1 1	特別職の職員の身分の取扱い	
1 2	条例，規則等の取扱い	
1 3	組織及び機構の取扱い	
1 4	一部事務組合等の取扱い	
1 5	使用料，手数料等の取扱い	
1 6	公共的団体等の取扱い	
1 7	補助金，交付金等の取扱い	
1 8	町，字名の取扱い	
1 9	慣行の取扱い	
2 0	国民健康保険事業の取扱い	
2 1	介護保険事業の取扱い	
2 2	各種事務事業の取扱い	
2 3	新市建設計画	

協議第 1 号関連資料

番号	協定項目	内容
1	合併の方式	「新設合併」か「編入合併」の選択についての協議
2	合併の期日	合併の期日についての協議
3	新市の名称	新市の名称についての協議
4	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置についての協議
5	財産の取扱い	3市町が所有している財産（土地，建物，債務等）について，新市に引き継ぐかどうかの協議
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第 6 条及び第 7 条に規定されている特例についての協議
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法第 8 条に規定されている特例についての協議
8	地域審議会等の取扱い	地域審議会，地域自治区及び合併特例区について設置するか否か及び設置する場合その内容についての協議
9	地方税の取扱い	合併特例法第 10 条に規定されている特例を含めた地方税の取扱いについての協議
10	一般職の職員の身分の取扱い	合併特例法第 9 条の規定を踏まえ，一般職の職員の身分の取扱いについての協議
11	特別職の職員の身分の取扱い	特別職の職員の身分の取扱いについての協議
12	条例，規則等の取扱い	条例，規則等の全体的な取扱いについての協議
13	組織及び機構の取扱い	本庁組織，出先機関等についての協議
14	一部事務組合等の取扱い	3市町が構成団体となっている一部事務組合等の取扱いについての協議
15	使用料，手数料等の取扱い	使用料，手数料等の額を含めた取扱いについての協議
16	公共的団体等の取扱い	公共的団体の統合整備についての協議
17	補助金，交付金等の取扱い	団体等に交付している補助金等の取扱いについての協議
18	町，字名の取扱い	町名，字名の取扱いについての協議
19	慣行の取扱い	市の花，木，鳥，各種宣言等の取扱いについての協議
20	国民健康保険事業の取扱い	保険税率，納期等についての協議
21	介護保険事業の取扱い	保険料，納期等についての協議
22	各種事務事業の取扱い	その他の事務事業全体についての調整方針の協議
23	新市建設計画	3市町の総合計画等を踏まえ，合併協議会が作成する新市のマスタープランとなるもので，住民にビジョンとして提供することで，合併の是非の判断材料ともなる計画の策定についての協議

協議第 2 号

行政制度等の調整方針について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
笠間市・友部町・岩間町合併協議会における行政制度等の調整方針は、別紙のとおりとする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

別紙

行政制度等の調整方針（案）

笠間市，友部町及び岩間町が合併した場合に，行政制度等の違いにより住民が混乱や不利益を受けることがなく，また，合併後の新市において，より効果的で効率的な行政サービスを実施できるよう，下記の方針により調整を図るものとする。

1 基本原則

- （１）一体性確保の原則 - 新市に移行する際，住民生活に支障のないよう，速やかな一体性の確保に努める。
- （２）住民福祉向上の原則 - 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- （３）負担公平の原則 - 負担公平の原則に立ち，行政格差を生じないように努める。
- （４）健全な財政運営の原則 - 新市において健全な財政運営に努める。
- （５）行政改革推進の原則 - 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- （６）適正規模準拠の原則 - 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

2 調整の考え方

上記の基本原則に則り，次の方針により調整を図るものとする。

（１）調整の視点

新市の財政負担を考慮し，健全な財政運営を堅持することを視点とする。

（２）統一の時期

合併年度又は翌年度に制度の統一を図ることを基本とする。ただし，サービス及び負担において住民生活に激変を及ぼすと考えられるなど，統一が難しい項目については，合併後３年以内を原則として，引き続き統一に向けた調整をするものとする。

（３）調整の体系

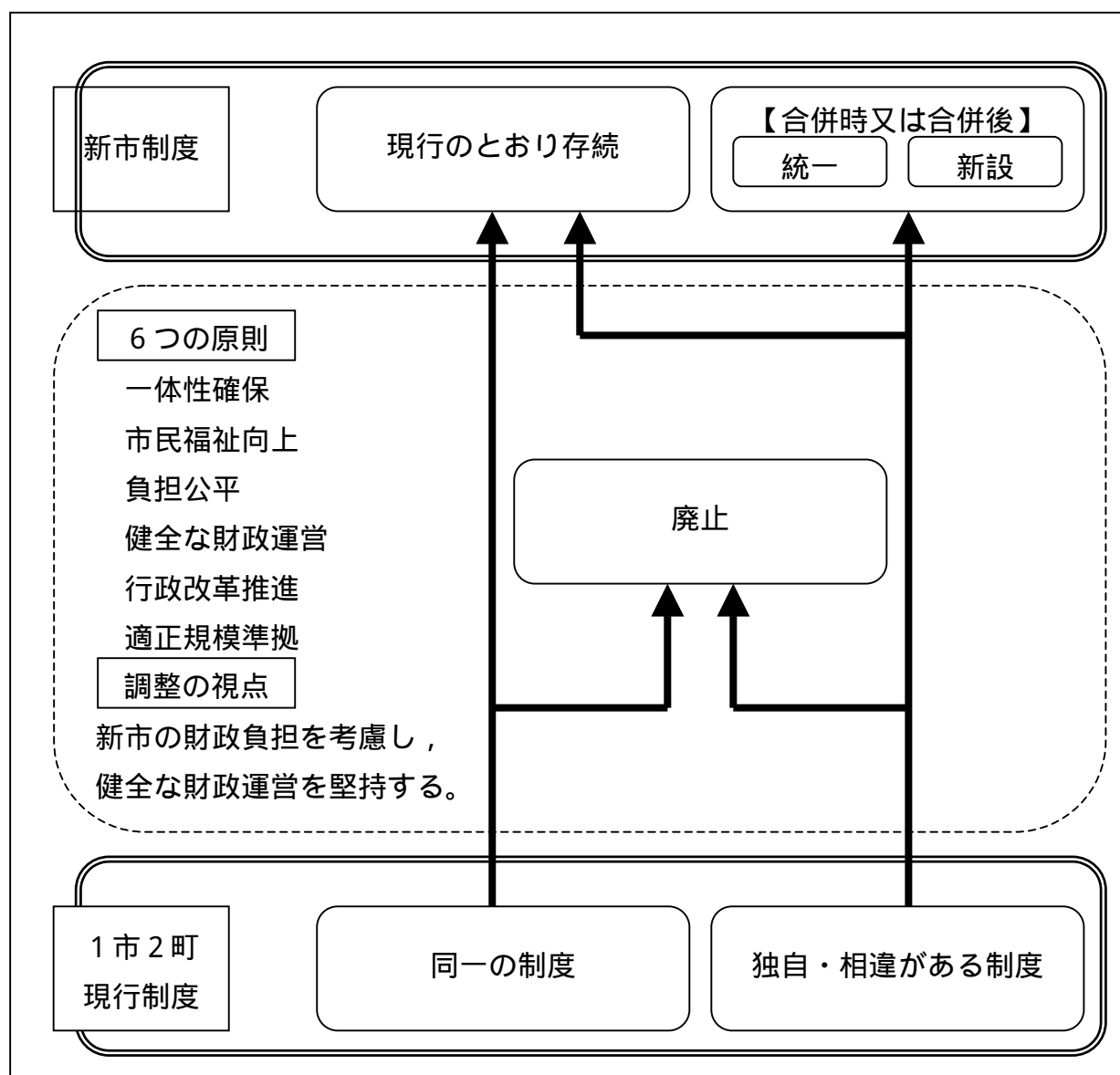
３市町で同一（手順の相違など輕易と判断できるものは同一とみなし，最も効率的なものに統一する。）の制度については，原則として現行のとおり存続する。

３市町の独自の制度又は内容に相違（輕易と判断できる相違は除く。）がある制度については，最も効果的と判断する市町の制度に統一又は再編し新規の制度として創設するものとする。

及び の制度のうち，その効果などから適切でないと判断する制度については，廃止するものとする。

国・県など関係行政機関との協定は，原則として新市に引き継ぐものとする。

参考：調整方針 体系図



協議第 3 号

合併の方式について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
笠間市，西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し，その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により笠間町・北山内村・南山内村・大池田村・西山内村となる。 ○昭和 2 9 年 町制施行により稲田町発足 ○昭和 3 0 年 大池田村・北山内村・南山内村が笠間町と合併し笠間町となる。 ○昭和 3 1 年 笠間町が広谷原を編入する。 ○昭和 3 3 年 笠間町と稲田町が合併し、笠間町となる。 市制施行により笠間市となる。 2 人口 3 0 , 0 7 6 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 1 3 1 . 6 1 k m² (国土地理院)	1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により穴戸町・大原村・北川根村・鯉淵村となる。 ○昭和 3 0 年 穴戸町・大原村・北川根村合併(鯉淵村一部編入)により友部町となる。 2 人口 3 5 , 5 5 7 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 5 8 . 7 1 k m² (国土地理院)	1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により岩間村・南川根村となる。 ○大正 1 2 年 岩間村が岩間町となる。 ○昭和 2 9 年 岩間町・南川根村合併により、岩間町となる。 2 人口 1 6 , 7 2 5 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 4 9 . 9 3 k m² (国土地理院)

参 考 (現 況 等)

2 合併方式による相違点

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2 倍まで）とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長 2 年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。

参 考 (現 況 等)

		新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会の委員 (合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併関係市町村の委員(選挙による委員, 選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し, 編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち, 合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は80人を超えない範囲で, 1年以内の間, 在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち, 合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は, 40人までの範囲で, 編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し, 編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

注) 農業委員会の委員については, 面積等の要件により合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる

参 考 (現 況 等)

3 先進地事例

(県内)

合併年月日 (予定含む)	新市町村名	合併関係市町村名 (人口 : 人)	合併形態
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町	常北町 (13,459) , 桂村 (7,050) , 七会村 (2,498)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	坂東市	岩井市 (43,421) , 猿島町 (15,252)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	稲敷市	江戸崎町 (20,456) , 新利根町 (10,500) , 桜川村 (7,449) , 東村 (12,879)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	筑西市	下館市 (65,034) , 関城町 (16,145) , 明野町 (17,796) , 協和町 (17,145)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	かすみがうら市	霞ヶ浦町 (18,569) , 千代田町 (26,660)	新設

(全国)

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名 (人口 : 人)	合併形態
平成 1 7 年 2 月 1 日	能美市	根上町 (15,426) , 寺井町 (15,308) , 辰口町 (14,343)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 1 日	阿蘇市	一の宮町 (10,054) , 阿蘇町 (18,667) , 波野村 (1,736)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 1 日	鴨川市	鴨川市 (29,981) , 天津小湊町 (7,672)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	下関市	下関市 (252,389) , 菊川町 (8,203) , 豊田町 (6,882) , 豊浦町 (20,499) , 豊北町 (13,124)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	南阿蘇村	白水村 (4,583) , 久木野村 (2,547) , 長陽村 (5,306)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	上野原市	上野原町 (27,771) , 秋山村 (2,386)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 4 日	米原市	山東町 (13,421) , 伊吹町 (5,959) , 米原町 (12,479)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 4 日	大紀町	大宮町 (5,242) , 紀勢町 (4,488) , 大内山村 (1,604)	新設

協議第 4 号

合併の期日について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事へ申請をし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの間で正副会長が別に協議し定める期日とする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

参 考 (現 況 等)

1 留意事項

(1) 現時点においては、合併に関する様々な特例措置・財政措置等を規定した合併特例法の期限は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事へ申請をし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの合併であり、この期限内に合併することが重要と思われる。

(2) 合併するためには、関係団体の各議会における議決後、県議会での議決等様々な手続が定められており、また、合併に向けての諸準備にも日数を要するため、この点を考慮して決定する必要がある。

(3) 住民サービスや各種事務執行などに、できる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われる。

(4) 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることがうかがえる。

(5) 時期決定のポイント

関係町民の理解と行政制度の調整期間

合併特例法の期限

首長及び議員等の任期

新市における首長選挙時期

→ 早い時期に合併目標年月(日)を設定することが必要

→ 行事が集中する時期や住民異動の多い時期、首長選挙の時期等の検討が必要

→ 先進事例では、必ずしも 1 日とは限っていない。

→ 気運の醸成、事務事業の調整

→ 特例措置、支援策の適用の検討

→ 選挙、議員退職年金等への影響

→ 合併後 5 0 日以内の選挙
以後、4 年ごとに同様の時期に選挙

参 考 (現 況 等)

2 先進地事例

平成 1 7 年 1 月 4 日現在合併協議会設置地域 (県市町村課)

状況		構 成 市 町 村	法定協設置日	方式	新市町の名称	合併期日	事務所
官 報 告 示 済 み	1	那珂町, 瓜連町	H15.10. 1	編入	那珂市	H17. 1.21	那珂町
	2	水戸市, 内原町	H15.10. 1	編入	水戸市	H17. 2. 1	水戸市
	3	常北町, 桂村, 七会村	H15. 6.24	新設	城里町	H17. 2. 1	常北町
	4	下館市, 関城町, 明野町, 協和町	H15. 8.26	新設	筑西市	H17. 3.28	下館市
知 事 処 分 済 み	5	岩井市, 猿島町	H16. 8 .6	新設	坂東市	H17. 3.22	岩井市
	6	江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町	H15. 6.20	新設	稲敷市	H17. 3.22	江戸崎町
	7	霞ヶ浦町, 千代田町	H15.12.19	新設	かすみがうら市	H17. 3.28	千代田町
	8	取手市, 藤代町	H13. 4. 1	編入	取手市	H17. 3.28	取手市

3 市・町長, 議員, 農業委員の任期

市町名	市・町長任期	議会議員任期	農業委員任期
笠間市	H 1 8 . 5 . 2 8	H 2 0 . 1 . 1 4	H 1 9 . 3 . 7
友部町	H 1 8 . 4 . 2 3	H 1 9 . 1 2 . 3 1	H 1 9 . 2 . 4
岩間町	H 1 8 . 3 . 1 9	H 1 9 . 1 1 . 2 2	H 1 8 . 3 . 2 4

参 考 (現 況 等)

4 関係法令 (抜粋)

(1) 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号)

附 則 (抄)

第 2 条 - -

2 前項の規定にかかわらず，平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請 (以下「合併申請」という。) に係る市町村の合併については，この法律 (第 5 条の 5 から 3 9 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。) は，同日後もなおその効力を有する。ただし，平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないうきは，同日後は，この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第 5 条の 2 ，第 5 条の 3 及び第 1 4 条第 1 項の規定の適用については，第 5 条の 2 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，地方自治法第 8 条第 1 項各号」とあるのは「地方自治法第 8 条第 1 項各号」と，第 5 条の 3 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，当該処分」とあるのは「当該処分」と，第 1 4 条第 1 項中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

(2) 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は，関係市町村の申請に基き，都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め，直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 略

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は，関係のある普通地方公共団体の申請に基き，総務大臣がこれを定める。

参 考 (現 況 等)

4 関係法令 (抜粋)

(1) 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号)

附 則 (抄)

第 2 条 - -

2 前項の規定にかかわらず，平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請 (以下「合併申請」という。) に係る市町村の合併については，この法律 (第 5 条の 5 から 3 9 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。) は，同日後もなおその効力を有する。ただし，平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないうときは，同日後は，この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第 5 条の 2 ，第 5 条の 3 及び第 1 4 条第 1 項の規定の適用については，第 5 条の 2 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，地方自治法第 8 条第 1 項各号」とあるのは「地方自治法第 8 条第 1 項各号」と，第 5 条の 3 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，当該処分」とあるのは「当該処分」と，第 1 4 条第 1 項中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り，当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

(2) 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は，関係市町村の申請に基き，都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め，直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 略

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は，関係のある普通地方公共団体の申請に基き，総務大臣がこれを定める。

協議第 5 号

新市の名称について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
新市の名称については、笠間市とする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

参 考 (現 況 等)

1 地名の由来等

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
昭和 33 年の合併により、現在の「笠間市」が誕生した。 地名は、古代、奈良期に見える村名に「笠間村」があり、中世、鎌倉期には常陸国の笠間郡域を「笠間」とよんだ。近世、江戸期には笠間藩の城下町で、山内笠間・笠間町などともよばれた。 明治 11 年から町名として「笠間町」、明治 22 年から西茨城郡の自治体として「笠間町」が成立している。	昭和 30 年の合併により、現在の「友部町」が誕生した。 地名は、近世、江戸期から明治初年頃の常陸国茨城郡の村名に「友部村」がある。 明治 22 年から西茨城郡の自治体として宍戸町・北川根村・大原村があり、「友部町」の誕生につながっていく。	昭和 29 年の合併により、現在の「岩間町」が誕生した。 地名は、古代、平安期に見える郷名に「石間郷」があり、中世、南北朝期から室町期には「岩間郷」との郷名が見える。 明治 22 年から西茨城郡の自治体として「岩間村」が成立し、大正 12 年より「岩間町」が成立している。

2 先進地事例

具体の名称については、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが見受けられたが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすいという観点から名称が選択されており、既存の名称を選択する事例が多くみられる。

【今後の合併予定市町村（総務大臣告示済み）】

合併の期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 4 月 1 日	掛川市（静岡県）	掛川市，大須賀町，大東町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	秩父市（埼玉県）	秩父市，吉田町，大滝村，荒川村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	東松島市（宮城県）	矢本町，鳴瀬町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	石巻市（宮城県）	石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町	新設

参 考 (現 況 等)

合併の期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 4 月 1 日	富山市 (富山県)	富山市, 大沢野町, 大山町, 八尾町, 婦中町, 山田村, 細入村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	伊予市 (愛媛県)	伊予市, 中山町, 双海町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	森町 (北海道)	森町, 砂原町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	青森市 (青森県)	青森市, 浪岡町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宍粟市 (兵庫県)	山崎町, 一宮町, 波賀町, 千種町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	香美町 (兵庫県)	美方町, 村岡町, 香住町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	中野市 (長野県)	中野市, 豊田村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	佐久市 (長野県)	佐久市, 臼田町, 浅科村, 望月町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	海南市 (和歌山県)	海南市, 下津町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	串本町 (和歌山県)	串本町, 古座町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	伊豆の国市 (静岡県)	伊豆長岡町, 菰山町, 大仁町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	西伊豆町 (静岡県)	西伊豆町, 賀茂村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	うるま市 (沖縄県)	石川市, 具志川市, 与那城町, 勝連町	新設
平成 17 年 5 月 1 日	田辺市 (和歌山県)	田辺市, 龍神村, 中辺路町, 大塔村, 本宮町	新設
平成 17 年 5 月 1 日	三条市 (新潟県)	三条市, 栄町, 下田村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	日高川町 (和歌山県)	川辺町, 中津村, 美山村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	志賀町 (石川県)	富来町, 志賀町	新設
平成 17 年 9 月 20 日	川根本町 (静岡県)	中川根町, 本川根町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	会津美里町 (福島県)	会津高田町, 会津本郷町, 新鶴村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	津市 (三重県)	津市, 久居町, 河芸町, 芸濃町, 美里村, 安濃町, 香良洲町, 一志町 白山町, 美杉村	新設

協議第 6 号

新市の事務所の位置について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
新市の事務所の位置は，現在の友部町役場（友部町中央三丁目 2 番 1 号）とする。 また，現在の笠間市役所，岩間町役場は，総合的な機能を持つ支所とする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

参 考 (現 況)

1 事務所の位置の決定の必要性

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定により、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない」とされている。
- (2) 新設合併の場合は、3市町の法人格が消滅し、それまでの3市町の条例が失効するため、新たに条例で事務所の位置を定める必要があり、合併協議会において協議を行う必要がある。

2 事務所の位置の決定において考慮すべき事項

地方自治法第4条第2項の規定により事務所の位置を定めるにあたっては、住民の利便に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮しなければならないとされている。

3 事務所の位置を定める条例

事務所の位置を定める条例を制定するときは、合併市町村の議会において、出席議員の3分の2以上のものの同意が必要（地方自治法第4条第3項）とされている。

なお、新設合併の場合は、議会が成立していないケースがあり、合併協定書に基づき新市の長の職務執行者の専決処分により条例が制定される。

参 考 (現 況)

4 3市町の庁舎等の現況

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
事務所の位置	笠間市石井717番地	友部町中央三丁目2番1号	岩間町大字下郷5140番地
庁舎敷地面積	22,156㎡	12,012㎡	20,376㎡
庁舎構造等	鉄筋コンクリート造 一部木造 3階 延床面積 5,007㎡ 竣 工 昭和40年4月	鉄筋コンクリート造 3階 延床面積 4,727㎡ 竣 工 昭和57年12月	鉄筋コンクリート造 3階 延床面積 5,974㎡ 竣 工 平成7年12月
駐 車 場	・ 一般用 57台 ・ 職員用 214台	・ 一般用 79台 ・ 職員用 56台 (この他敷地外に職員用 として112台)	・ 一般用 163台 ・ 職員用 130台
議場の席数	議員席 15席 執行部席 15席 傍聴者席 47席	議員席 24席 執行部席 30席 傍聴者席 36席	議員席 24席 執行部席 29席 傍聴者席 41席

参 考 (現 況)

5 先進地域の事務所設置方式について

(1) 本庁方式

①茨城県潮来市（編入合併）

旧町名	潮来町	牛堀町
H 1 2 国調人口	25,841 人	6,103 人
庁舎区分	本庁舎	支所
組織	全ての行政部門	市民福祉、地籍調査、教育委員会
支所窓口業務	市民福祉課（住民登録、印鑑証明、戸籍、税証明、納税関係、介護保険等）	
議場	本庁舎 議員数 34 人	
建設計画への記載	新庁舎の建設については、建設計画へ盛り込んでいる。	

②茨城県ひたちなか市（新設合併）

旧町名	勝田市	那珂湊市
H 2 国調人口	109,825 人	32,577 人
庁舎区分	本庁舎	支所
組織	全ての行政部門	教育委員会、窓口業務
支所窓口業務	市民生活グループ（住民登録、印鑑証明、戸籍、税証明、納税関係、介護保険等）	
議場	本庁舎 議員数 29 人	

参 考 (現 況)

(2) 分庁方式

①茨城県つくば市（編入合併）

旧市町村名	谷田部町	桜村	大穂町	豊里町	筑波町		茎崎町
	つくば市						
H 1 2 国調人口	165,978 人						25,836 人
庁舎区分	谷田部庁舎	桜庁舎	大穂庁舎	豊里庁舎	筑波庁舎	春日庁舎	茎崎庁舎
組織	総務部, 企画部, 財務部, 市長室, 議会事務局, 窓口センター等	市民環境部, 保健福祉部, 市民窓口課等	経済部, 窓口セン ター, 農業委員会 事務局等	教育委員会事務 局, 窓口センター 等	都市建設部, 窓口 センター等	下水道事務所, 水道部等	茎崎支所（庶務課, 民生課, 建設課）, 窓口センター等
窓口センターの業務	証明等発行, 戸籍, 住民基本台帳関係届出, 保険, 福祉関係届出申請, その他 桜庁舎は市民窓口課が担当						
議場	谷田部庁舎 4 F 議員数 49 人						
建設計画への記載	新庁舎の建設については, 建設計画へ盛り込んでいる。						

②香川県東かがわ市（新設合併）

旧市町村名	白鳥町	大内町	引田町
H 1 2 国調人口	12,965 人	16,160 人	8,635 人
庁舎区分	本庁舎	大内庁舎	引田庁舎
組織	総務部, 出納室, 議会事務局, 窓口センター等	市民部, 教育委員会, 窓口センター	事業部, 窓口センター
窓口センターの業務	証明等発行, 戸籍, 住民基本台帳関係届出, 保険, 福祉関係届出申請, その他, 出納窓口, 相談コーナー		
議場	引田庁舎内 議員数 42 人		
建設計画への記載	新庁舎の建設については, 建設計画へ盛り込んでいる。		
その他	2つの出張所において住民票の発行		

参 考 (現 況)

(3) 総合支所方式

①静岡県静岡市（新設合併）

旧市町村名	静岡市	清水市
H 1 2 国調人口	469, 695 人	236, 818 人
庁舎区分	静岡総合事務所	清水総合事務所
組織	それぞれの事務所に同様の組織を配置。	
議場	清水総合事務所 議員数 7 4 名	
建設計画への記載	新庁舎の建設については、建設計画へ盛り込んでいる。	

②山口県周南市（新設合併）

旧市町村名	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
H 1 2 国調人口	104, 672 人	32, 153 人	16, 038 人	4, 520 人
庁舎区分	本庁舎	新南陽総合事務所	熊毛総合支所	鹿野総合支所
組織	10 部 51 課	5 部 19 課	12 課	11 課
議場	旧徳山市役所（本庁舎） 議員数 7 8 人			
建設計画への記載	新庁舎の建設については、建設計画へ盛り込んでいる。			

協議第 7 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 (案)

平成 1 7 年 月 日確認

参 考 (現 況 等)

1 現況

(1) 現況

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
法 定 定 数	2 6 人	2 6 人	2 2 人
条 例 定 数	1 5 人	2 2 人	1 6 人
現行議員数	1 5 人	2 2 人	1 6 人
任 期	平成 2 0 年 1 月 1 4 日	平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日	平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日

* 法定定数は上限。

(2) 合併後の法定定数

	人 口	合 計	法定定数
笠間市	3 0 , 0 7 6 人	8 2 , 3 5 8 人	3 0 人
友部町	3 5 , 5 5 7 人		
岩間町	1 6 , 7 2 5 人		

* 法定定数は上限

(資料出所 (人口) : 平成 1 2 年国勢調査)

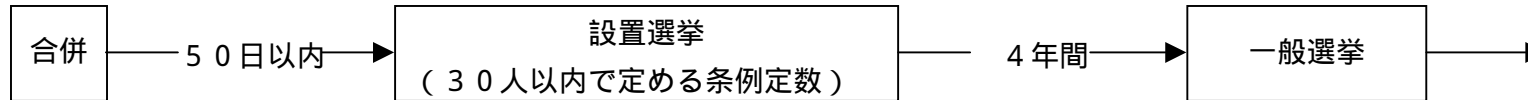
参 考 (現 況 等)

2 特例措置の概要と適用事例

(1) 特例措置の適用なし

3 市町の議会の議員はすべて失職する。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条の規定に基づきその定数を条例で定め、合併後 5 0 日以内に新たな議員の選挙を行う。

【適用事例】

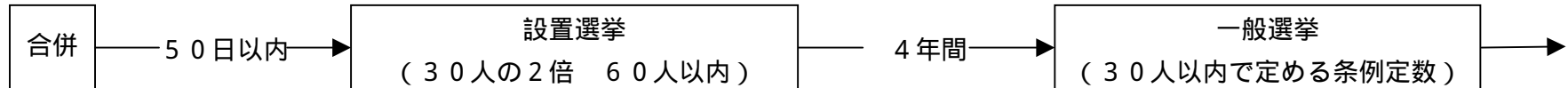


(2) 定数特例（市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 1 項の適用）

3 市町の議会の議員はすべて失職する。合併関係市町の協議により、設置選挙により選出される議員の任期に限り、地方自治法第 9 1 条第 2 項に規定する上限数（3 0 人）の 2 倍の範囲内で議員定数を定め、合併後 5 0 日以内に新たな議員の選挙を行う。

この場合、特例定数とは別に、3 市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の定数を定めることも必要となる。

【適用事例】

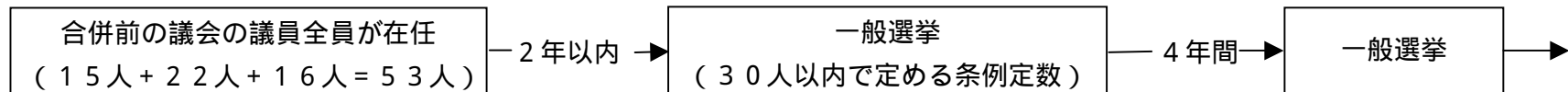


(3) 在任特例

3 市町の協議により、現在の議会の議員で合併後の議会の議員の被選挙権を有することとなる者全員が、合併後 2 年以内の期間、引き続き合併後の議会の議員として在任することができる。

この場合、特例定数とは別に、3 市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の条例定数を定めることも必要となる。

【適用事例】



参 考 (現 況 等)

3 関係法令 (抜粋)

(1) 地方自治法

(市町村の議会の議員の定数)

第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1) ~ (3) 略

(4) 人口 1 万以上 2 万未満の町村 2 2 人

(5) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 2 6 人

(6) 人口 5 万以上 1 0 万未満の市 3 0 人

(7) ~ (1 1) 略

3 略

4 第 1 項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第 7 条第 1 項又は第 3 項 (市町村の廃置分合の規定) の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 略

7 第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村 (以下本条において「設置関係市町村」という。) は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が 1 のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 略

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

1 0 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(任期)

第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

参 考 (現 況 等)

(2) 公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 1 5 条 略

2 ~ 5 略

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市 (以下「指定都市」という。) については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院 (小選挙区選出) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 略

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 3 3 条 略

1 ~ 2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 5 0 日以内に行う。

4 ~ 5 略

(3) 市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 ~ 7 略

8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

参 考 (現 況 等)

(議会の議員の在任に関する特例)

第 7 条 市町村の合併に際し，合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは，合併関係市町村の協議により，次に掲げる期間に限り，引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において，市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは，同条の規定にかかわらず，当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし，議員に欠員が生じ，又は議員がすべてなくなったときは，これに応じて，その定数は，同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし，第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは，この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては，市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 略

2 前項の規定は，前条第 1 項又は第 2 項の協議が成立した場合には適用しない。

3 略

4 前条第 8 項の規定は，第 1 項又は前項において準用する同条第 5 項の協議について準用する。

4 先進地事例

合併 (予定) 年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町	常北町，桂村，七会村	(1) 議会の議員の任期については，市町村の合併の特例に関する法律 (昭
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	坂東市	岩井市，猿島町	1 市 1 町の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1
合併 (予定) 年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容

参 考 (現 況 等)

合併（予定）年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成１７年　３月２２日	稲敷市	江戸崎町，新利根町 桜川村，東町	（１）議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第７条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年９ヶ月間（平成１８年１２月２１日まで）引き続き新市の議会の議員として在任する。 （２）新市の議会の議員の定数は，２６人とする。
平成１７年　３月２８日	筑西市	下館市，関城町，明野町 協和町	市町の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第７条第１項第１号の規定を適用し，平成１９年３月２７日までの２年間引き続き新市の議会の議員として在任する。なお，新市の議会の議員定数は，３４人とする。
平成１７年　３月２８日	かすみがうら市	霞ヶ浦町，千代田町	両町の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第７条第１項第１号の規定を適用し，平成１９年１月２７日までの１年１０ヶ月間，引き続き新市の議員として在任する。なお，新市の議員定数は２６人とする。 また，新市の２回目の選挙における議員定数については，新市において検討するものとする。
平成１７年　９月　２日	行方市	麻生町，北浦町，玉造町	１　３町の議会議員は，合併特例法による在任特例を適用し，合併後平成１９年３月３１日まで，引き続き新市の議会議員として在任する。 ２　在任特例後の新市の議会議員の定数は，２４人とする。
平成１７年１０月　１日	桜川市	岩瀬町，真壁町，大和村	２町１村の議会議員は，市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し，合併後２年間引き続き新市の議会の議員として在任する。 合併特例法第７条第１項第１号の規定適用後の議員の定数は，２６人とする。

協議第 8 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

平成 1 7 年 月 日確認

参 考 (現 況 等)

1 現況

			笠間市	友 部 町	岩 間 町	合 計
法定定数	選挙による委員		3 0 人以下	3 0 人以下	3 0 人以下	-
	選任委員	農業協同組合 農業共済組合 土地改良区	各 1 人	各 1 人	各 1 人	-
		学識経験委員	4 人以内	4 人以内	4 人以内	-
条例定数	選挙による委員		1 3 人	1 6 人	1 6 人	-
現員数	選挙による委員		1 2 人	1 5 人	1 6 人	4 3 人
	選任委員	農業協同組合 農業共済組合	各 1 人	各 1 人	各 1 人	6 人
		学識経験委員	1 人	4 人	3 人	8 人
任期			平成 19 年 3 月 7 日	平成 19 年 2 月 4 日	平成 18 年 3 月 24 日	-
選挙区数			1	1	1	-
面積			1 3 , 1 6 1 ha	5 , 8 7 1 ha	4 , 9 9 3 ha	2 4 , 0 2 5 ha
農地面積			1 , 7 6 3 ha	1 , 4 2 1 ha	1 , 3 5 4 ha	4 , 5 3 8 ha
農家数			2 , 1 6 9 戸	1 , 5 0 2 戸	1 , 3 6 5 戸	5 , 0 3 6 戸

(資料出所：面積 平成14年10月1日現在 全国都道府県市区町村別面積調。農地面積，農家数 2000年世界農林業センサス)

参 考 (現 況 等)

- 2 複数の農業委員会を置くことができる場合（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第1条の3）
市町村の面積が24,000haを超える場合，又は農地面積が7,000haを超える場合

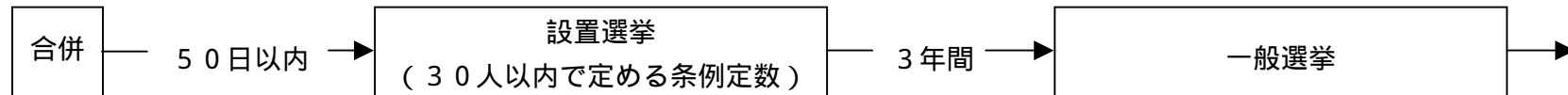
3 特例措置の概要と適用事例

（1）1つの農業委員会を置く場合

特例措置の適用なし

3市町の委員はすべて失職する。新市は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づきその定数を条例で定め，合併後50日以内に新たな委員の選挙を行う。

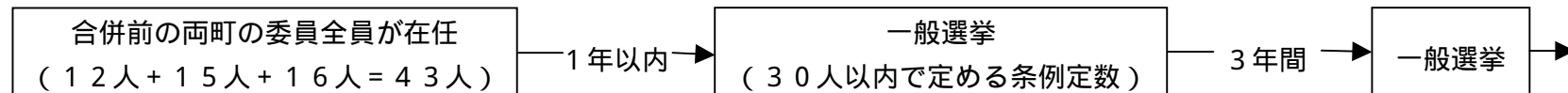
【適用事例】



在任特例（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項及び第2項の適用）

3市町の委員は，80人を超えない範囲で1年以内の間，合併後の市の委員として引き続き在任できる。

【適用事例】



* 選任委員については，特例はなく，新設合併の場合は，委員全員が失職する。

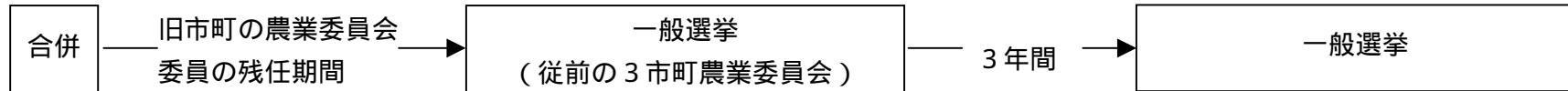
上記の特例については，全て選挙による委員の想定となる。

参 考 (現 況 等)

(2) 複数の農業委員会を置く場合

旧市町の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合（農業委員会等に関する法律第34条第1項の適用）

従前の3市町の農業委員会については合併後もそのまま存続し、従前の農業委員会の委員（選挙委員、選任委員）が、従前の任期の残任期間引き続き在任する。



旧市町の区域によらず複数の農業委員会を置く場合（市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の適用）

3市町の委員（選挙委員）は、80人を超えない範囲で1年以内の間、合併後の市の委員として引き続き在任できる。

4 関係法令（抜粋）

(1) 農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があった農業委

参 考 (現 況 等)

員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあっては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(選挙による委員)

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40 人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第 10 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事 (経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員) 又は組合員各一人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 人 (条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数) 以内

(委員の任期)

第 15 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

参 考 (現 況 等)

4 第 1 2 条の規定による選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

5 第 1 2 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業共同組合にあっては、理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第 3 4 条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 略

（ 2 ）農業委員会等に関する法律施行令

（ 2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 4 , 0 0 0 ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 , 0 0 0 ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第 1 2 条第 1 号の委員として選任しなければならない委員の数と 4 人（同条第 2 号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数）との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分		委員の数の上限
1	（ 1 ）その区域内の農地面積が 1 , 3 0 0 ヘクタール以下の農業委員会 （ 2 ） 1 0 アール（北海道にあっては、 3 0 アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1 , 1 0 0 以下の農業委員会	2 0 人
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	3 0 人
3	その区域内の農地面積が 5 , 0 0 0 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6 , 0 0 0 を超える農業委員会	4 0 人

参 考 (現 況 等)

(選挙区の基準)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500 ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が 600 以上となるようにしなければならない。

(3) 市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

参 考 (現 況 等)

5 先進地事例

合併（予定）年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成１７年　２月　１日	城里町	常北町，桂村，七会村	農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き，新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
平成１７年　３月２２日	坂東市	岩井市，猿島町	新市に１つの農業委員会を設置するものとし，１市１町の農業委員会の選挙による委員は，市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 農業委員会等に関する法律第７条の規定による新市の選挙による委員の定数は，１８人とするものとする。 新市の選挙の単位は，旧市町の区域に１選挙区を設けることとし，各選挙区において選挙すべき定数は，新市において定めるものとする。
平成１７年　３月２２日	稲敷市	江戸崎町，新利根町 桜川村，東町	新市に１つの農業委員会を置き，４町村の農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１１ヶ月間（平成１８年２月２１日まで）引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
平成１７年　３月２８日	筑西市	下館市，関城町，明野町 協和町	新市に１つの農業委員会を置き，４市町の農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，平成１８年３月２７日までの１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

地域審議会等の取扱いについて

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 (案)

平成 1 7 年 月 日確認

参 考 (現 況 等)

1 地域審議会，地域自治区及び合併特例区の概要

区分		地域審議会	地域自治区		合併特例区
根拠法令		合併特例法第 5 条の 4	地方自治法第 202 条の 4	合併特例法第 5 条の 5	合併特例法第 5 条の 8
目 的		合併の懸念や不安を払拭するため，合併後の市町村の施策全般に関し，きめ細やかに住民の意見を反映できるよう設置	地域住民の意見を行政へ反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として設置 (住民自治の強化)		地域住民の意見を行政へ反映させるとともにその地域の一定の事務を処理し，住民の利便性の向上を図ることにより合併市町村の円滑な一体性の確立に資するために設置
組 織	法人格	法人格を有しない（長の付属機関）	法人格を有しない		法人格を有する（特別地方公共団体）
	事務所	—	事務所の位置，名称，所管区域は，条例で定める	事務所の位置，名称，所管区域は，合併関係市町村の協議で定める	事務所の位置は，合併関係市町村の協議で定める 職員は合併関係市町村職員の中から長の同意を得て区長が任命
	事務所の長	—	事務所の長は，事務吏員をあてる	事務所の長は，事務吏員をあてる。ただし，合併関係市町村の協議により事務所の長に代えて合併市町村の長が選任した特別職の区長がおける（任期：2 年以内）	区長は合併市町村の長が選任し，特別職とする（任期：2 年以内） 助役又は合併特例区の区域を所管区域とする支所等の長を兼務可能
設置区域		1 又は 2 以上の旧市町村単位で設置できる	新市の全区域を対象に，市町村内の一定の区域に設置できる	1 又は 2 以上の旧市町村単位で設置できる	1 又は 2 以上の旧市町村単位で設置できる
設置方法		合併関係市町村の協議により定め，各市町村議会の議決を経て設置	市町村が条例により設置	合併関係市町村の協議により，議会の議決を経て設置	合併関係市町村の協議により定め，各市町村議会の議決を経て県知事の認可を受けて設置
設置期間		合併関係市町村の協議で定める期間（建設計画を考慮し，概ね 10 年）	特に定めはない	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議により，規約で定める期間（5 年以内）

参 考 (現 況 等)

区分		地域審議会	地域自治区		合併特例区
組 織	名称	地域審議会（規約で定める）	地域協議会（条例で定める）		合併特例区協議会（規約で定める）
	権限	1 合併市町村の長の諮問に応じて審議 ・市町村建設計画の変更 ・市町村建設計画の執行状況(定期的) ・地域振興のための基金の運用 ・基本構想,各種計画の策定・変更等 2 必要に応じ合併市町村の長への意見 具申 ・市町村建設計画の執行状況(随時) ・公共施設の設置・管理運営 ・福祉・廃棄物処理等の基本的な計画の 策定・実施状況	1 市町村長又は市町村の諮問に応じて審議 ・地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ・市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域 内の住民との連携強化 2 地域自治区の区域に係る重要事項について意見 具申		1 特例区が処理する事務及び施策の実施 に関し,合併市町村の長又はその他の機関 若しくは合併特例区の区長の諮問に応じ て審議し,意見具申 2 規約で定める特例区の区域に係る重要 事項に対する意見具申
	事務 執行	—	市町村の事務を分掌し,区域住民の意見を反映して 処理 ・地域福祉,環境保全,道路・施設の管理,地域防災 など		規約で定める事務を処理 ・合併関係市町村で処理されていた事務で, 一定期間特例区で処理することが効果的 であるもの(課税権,起債権はない。地方交 付税対象外。特例区規則を制定できる。) ・その他特例区が処理することが必要な事務 (公共施設管理,地域振興イベントなど)
	構成員	合併市町村の協議で定める	区域内の住民から市町村長が選任（任期は４年以内 で無報酬とすることができる）		区域内の住民から規約で定める方法により 合併市町村長が選任(任期：４年以内)
財源		なし(長の諮問機関であり,直接事務事業 を執行することはない)	市町村が必要な予算を確保		市町村からの委譲財源で運営(予算・決算を 作成)
住居表示		—	—	地域自治区の名称を冠する (例：○○市 区□□町)	合併特例区の名称を冠する (例：○○市 区□□町)

参 考 (現 況 等)

2 地域審議会、地域自治区及び合併特例区が設置される一般的なケース

- (1) 規模の大きな市や町と、その周辺にある小さな町村が合併する場合に、旧町村区域に設置。
- (2) 合併前の市町村数が多く、合併後の新市において旧市町村の議会議員数が極端に少なくなるような場合。
- (3) 合併後の新市の面積や地形等から、新市のまちづくりを分けて考えないとならないような場合。

3 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の設置を検討する際の留意事項

- (1) 旧市町村意識が温存され、新市としての一体感の形成を阻害する要因にならないように考慮する必要がある。
- (2) 地方自治法による地域自治区は、合併後においても必要性に応じて設置できる。
- (3) 法人格を有する合併特例区は、設置期間が短期間である。(5 年間)
- (4) 地域自治区及び合併特例区は事務を煩雑にする場合がある。

4 関係法令 (抜粋)

(1) 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号)

(地域審議会)

第 5 条の 4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。) を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第 5 条の 5 市町村の合併に際しては、地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に 1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区 (以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。) を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第 2 0 2 条の 4 から第 2 0 2 条の 8 までの規定により条例で定めるとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものと

参 考 (現 況 等)

する。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(合併特例区)

第5条の8 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の種類)

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(地域自治区の設置)

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

参 考 (現 況 等)

5 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町 (23,000 人)	常北町, 桂村, 七会村	現在ある行政区長会等の自治組織を充実させ, 地域の意見が行政に反映されるシステムを構築し, 地域審議会を設置しないものとする。
平成 1 7 年 2 月 2 2 日	坂東市 (58,673 人)	岩井市, 猿島町	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を合併前の 1 市 1 町の区域ごとに設置する。 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については, 別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
	稲敷市 (51,284 人)	江戸崎町, 新利根町 桜川村, 東町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会は, 設置しないものとする。
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	筑西市 (116,120 人)	下館市, 関城町 明野町, 協和町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定に基づく地域審議会は, 設置しないこととする。
	かすみがうら市 (51,284 人)	霞ヶ浦町, 千代田町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定に基づく地域審議会は, 設置しない。
平成 1 7 年 9 月 2 日	行方市 (41,465 人)	麻生町, 北浦町 玉造町	地域審議会, 地域自治組織の取扱いについては, いずれも設置しない。
平成 1 7 年 1 0 月 1 日	桜川市 (50,334 人)	岩瀬町, 真壁町 大和村	住民の意見が行政に反映されるよう区長会等の組織を充実させ, 地域審議会は設置しないものとする。

協議第 10 号

新市建設計画の素案について

平成 17 年 2 月 23 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

新 市 ま ち づ く り 計 画 (案)
(笠 間 市 ・ 友 部 町 ・ 岩 間 町 合 併 建 設 計 画)

平 成 1 7 年 3 月

笠 間 市 ・ 友 部 町 ・ 岩 間 町 合 併 協 議 会

合併の必要性

新市の概要

- 1．位置と地勢
- 2．人口と世帯

新市建設計画の基本方針

- 1．計画策定方針
- 2．新市まちづくりの課題
- 3．新市まちづくりの基本理念
- 4．新市の将来像

合併の必要性

歴史、自然と文化に恵まれ観光資源が豊富な笠間市、JR 常磐線を中心として交通網に恵まれた友部町、農業を中心とした発展から工業団地建設により産業的な発展が著しい岩間町、それぞれが地域の特徴を活かし発展を遂げてきました。

3 市町の地域には JR 常磐線、水戸線の 2 線が走り、また鉄道の結節点をもち、商圏や通勤・通学が盛んな生活圏を構成しています。

また、笠間市・友部町・岩間町で共有する事務組合も多く、住民生活も密着している環境のなか、西茨城郡内の自治体に内原町を加え平成 13 年度から市町村合併について研究を重ね、その結果次のことが必要になっていると言えます。

○新たな行政需要への対応

地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を高めていくことが求められています。特に、地方分権による権限移譲に伴い、さらに新しい分野での専門的な技術や事務事業の増加に伴った行政の対応能力が必要になっています。

また、少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑・多様化しており、これらの行政需要に的確に対応していくことが求められており、政策の企画立案能力を高め、行政課題に対して横断的・総合的に対処していくとともに、専門職員の確保・育成などの行政能力全般の強化が必要になっています。

このため、市町村合併によるスケールメリットを、組織体制に反映するとともに十分な政策執行体制を確保していく必要があります。

○財政基盤の強化

少子高齢化社会の到来により、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容、増大は避けられないものとなっており、対応すべくマンパワーの確保、緊急医療体制の拡充、充実した介護サービスの提供が求められます。また、子育て支援に対する行政支援も質、量の面で緊急の課題となっております。

このように、医療、福祉面での行政需要、支出が増大する中で新市の財政基盤を強化するという課題を克服するためには、経費節減を始め行財政改革に取り組んで行かなければなりません。

○地域間競争への対応

今後の自治体のあり方は、住民サービスの質の向上を目指していくばかりでなく、地域内の資源を最大限に活用して地域アイデンティティの確立にも努めていかなければなりません。

また、茨城県の中央部に位置し、ＪＲ鉄道や高速道路などの交通網が整備されている優位性を活かし、国や県などが地域内で実施している重点プロジェクトを推進するとともに新たなプロジェクト事業の誘致にも力を入れ、合併効果をまちづくりや行政サービスに反映し、競争力のある自治体の構築を図る必要があります。

新市の概要

1．位置と地勢

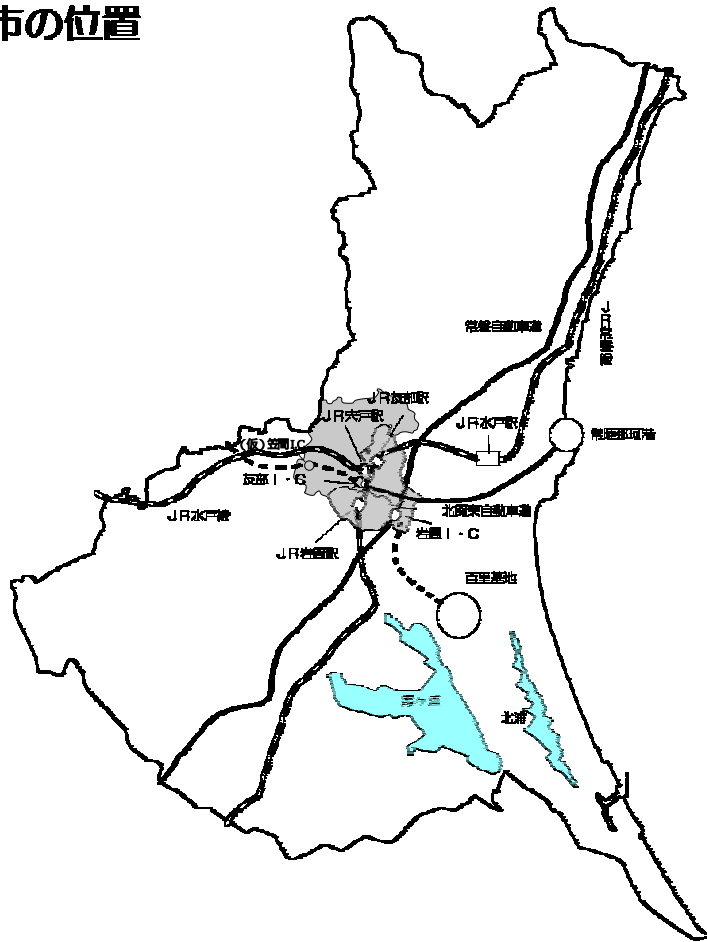
新市は、茨城県の中央部に位置し、首都圏から約100km、県都水戸市に隣接し、総面積は、240.25km²(笠間市131.61km²友部町58.71km²、岩間町49.93km²)となります。

区域は、東西約20km、南北約25kmで構成され、北部は栃木県、西部は岩瀬町に、東は水戸市・茨城町、南は八郷町(石岡市)・美野里町に隣接することになります。

地勢は、新市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、愛宕山はその南端に位置し、北西部から東南部にかけて、概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。

気候は、冬は乾燥する晴天が多く、夏は気温も湿度も高い太平洋型の気候となっています。

新市の位置



2. 人口と世帯

平成１２年の国勢調査による３市町の総人口は８２，３５８人（笠間市３０，０７６人、友部町３５，５５７人、岩間町１６，７２５人）で、昭和５５年の国勢調査と比較すると９，２８８人増加しています。

しかし、今後の人口推移は、全国的にも平成 19 年をピークに減少傾向に転じるものと推測されており、本地域においても伸び率は鈍くなるものと予測されます。

総世帯数は25,881世帯（笠間市9,257世帯、友部町11,508世帯、岩間町5,116世帯）で、昭和55年の国勢調査時と比較すると7,441世帯増加しています。

１世帯あたりの人口の推移は、昭和５５年の３．９６人から平成１２年には３．１８人に減少しており、今後もこの傾向は続き年々核家族化が進展していくものと予測されます。

階層別人口では、年少人口が15.15%、生産年齢人口が66.49%、老年人口が18.36%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると年少人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえます。

就業人口は、平成１２年は第１次産業就業者が８．７４％、第２次産業就業者が３２．９９％、第３次産業就業者が５８．００％となっており、昭和５５年の国勢調査時と比較すると、第１次産業就業者が減少し、第３次産業就業者の増加傾向がうかがえます。

【表１】 人口と世帯の推移

単位：人 世帯

区 分	昭和５５年	昭和６０年	平成 ２年	平成 ７年	平成１２年
総 人 口	７３，０７０	７５，９６３	７７，７８２	８０，９０３	８２，３５８
世 帯 数	１８，４４０	１９，９１９	２１，３１８	２３，６６４	２５，８８１
１世帯当たりの人員	３．９６	３．８１	３．６５	３．４２	３．１８

資料：国勢調査

【表２】 年齢３区分別人口の推移

単位：人 ％

区 分	昭和５５年	昭和６０年	平成 ２年	平成 ７年	平成１２年
人 口	７３，０７０	７５，９６３	７７，７８２	８０，９０３	８２，３５８
(％)	１００．０	１００．０	１００．０	１００．０	１００．０
年少人口 ０～１４歳	１７，１０３	１６，７９６	１５，０３６	１３，９０４	１２，４８１
(％)	２３．４１	２２．１１	１９．３３	１７．１９	１５．１５
生産年齢人口 １５～６４歳	４８，１７６	５０，４４５	５２，２３０	５４，０７３	５４，７５７
(％)	６５．９３	６６．４１	６７．１５	６６．８４	６６．４９
老年人口 ６５歳以上	７，７４０	８，７０７	１０，４７５	１２，９２６	１５，１１７
(％)	１０．５９	１１．４６	１３．４７	１５．９８	１８．３６
年齢不詳	５１	１５	４１	０	３
(％)	０．０７	０．０２	０．０５	０．０	０．０

資料：国勢調査

【表 3】産業別就業者人口の推移

単位：人 %

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
就 業 者	36,176	37,931	39,322	41,467	42,177
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	8,217	7,090	5,224	4,238	3,685
(%)	22.71	18.69	13.29	10.22	8.74
第2次産業	11,277	12,339	13,640	14,409	13,910
(%)	31.17	32.53	34.69	34.75	32.99
第3次産業	16,677	18,471	20,418	22,770	24,462
(%)	46.10	48.70	51.93	54.91	58.00
分類不能	5	31	40	50	120
(%)	0.01	0.08	0.10	0.12	0.28

資料：国勢調査

【表 4】広域行政の現況

市町名	消防	火葬	介護	ごみ	下水道	し尿
笠間市			○	単独		■
友部町			●	▲		□
岩間町			●	▲	単独	□

資料：市町村概要

笠間地方広域事務組合

- 笠間地方介護認定審査会
- 友部町、岩間町介護認定審査会
- ▲ 友部地方広域環境組合
- 友部笠間広域下水道組合
- 筑北環境組合
- 茨城地方広域環境事務組合

新市建設計画の基本方針

1．計画策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、笠間市、友部町、岩間町の合併後のまちづくりを進めていくための計画とし、その実現を図ることにより、新市の発展と住民福祉の向上を図ります。

(2) 計画の構成

この計画は、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成27年度までの11ヶ年計画とします。

2．新市まちづくりの課題

笠間市は歴史、自然、文化芸術的要素に特徴をおき、笠間焼や石材工業の地場産業を加えて観光都市として発展してきました。

友部町は、交通の要所として地理的にも恵まれおり、住宅都市として発展してきました。

岩間町は、農業の近代化と付加価値のある農業推奨により経営基盤を拡充し、自然と調和して発展して、近年では工業団地の企業活動に支えられ工業生産額が著しく伸びています。

茨城県の中央部に位置し首都圏にも近く恵まれた地理的条件をもつ新市が、産業と生活環境のバランスを保ち、かつ、観光面にも優れた多機能を有する都市としてさらに充実、発展していくためには次のような課題解決が必要になります。

(1) 地域内の幹線道路網の拡充

本地域は平坦地であり、可住地面積が136.7 km²（平成16年3月現在県内第3位）と多いことから地域内の移動は、主に自動車に依存している状況ですが、本地域の中心を流れる涸沼川やJR各線のなどにより、市街地間の幹線道路が分断され、かつ主たる幹線道路となる市道及び町道は整備が不十分です。

そこで、住民の多様な交流活動を容易にし、生活の利便性を向上させるとともに住民の交流を支援していくため、幹線道路や都市計画道路を整備するなど都市基盤を充実させていく必要があります。

(2) 恵まれた交通網の活用

本地域は、JR 常磐線と水戸線、常磐自動車道と北関東自動車道が走り、6 駅、インターチェンジを有し、県内でも交通の利便性が高い地域となっており、交通拠点都市位置づけることができます。

そして、「笠間」を中心としてこれまで培ってきた地域ブランド力を交通拠点を生かすべく、「ひと」「もの」の交流を活発化させることが、新市の発展を象徴する上で重要な課題となります。

(3) 福祉環境の充実

本地域は、茨城県立の中央病院・地域がんセンター、友部病院、リハビリテーションセンター及び友部町立国保病院の公立医療機関が設置され、また、民間の一次療機関が立地し、県内はもとより地域内の開業医と連携した医療分野が拡充されています。さらに、3 市町に設置されている保健センターは拠点施設として、積極的に予防医療の提供に努めているところです。

これらの福祉施設や福祉資源を有機的に結びつけ、安心して子育てができる環境、高齢者が生活しやすい環境を充実し、住民が元気で生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 自然、歴史と文化を生かした交流拠点づくり

本地域では、吾国愛宕県立自然公園の吾国山や愛宕山、笠間県立自然公園の佐白山、北山など豊かな自然環境が保たれています。また、多くの国指定の文化財や史跡を有しており、自然、歴史と文化いずれの面でも恵まれている地域と言えます。これら育まれてきた地域独自の文化や伝統は、観光資源としても活用されてきました。

これらの地域の特徴は、住民にとって潤いのある生活空間の形成の要因になるばかりでなく、新市が目指す交流拠点の形成にも重要な要因となってきます。

(5) バランスのとれた産業の活性化

本地域は、水戸市を中心とする圏域及びつくば市・土浦市を中心とする圏域に近接していることから、地域資源の有効活用に乏しく、このため農業や商工業など産業全般のバランスを保ち、観光資源を活用して発展していくまちづくりが求められています。

農業については、特産品の創出や地産地消を推進するとともに、近代化や付加価値の高い経営を促進するなど、経営基盤を強化と付加価値の高い農産物を生産していく必要があります。

商業については、既存の商店街、商業者にとって厳しい環境となっていることから、個別の差別化を図るなど、地域や商品流通の商業形態に柔軟に対応していく必要があります。

工業については、交通優位性・地理的優位性を活用して、企業の経営拡大や新規立地しやすい環境を整えるなど、産業基盤を強化し、地場産業の育成には特に積極的に支援していく必要があります。

(6) 住民参加のまちづくりの推進

新市のまちづくりを進めていくため、3市町の住民の一体感を早期に醸成しながら、施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。

このため、住民意向を反映した施策の展開を図るとともに、地域のボランティア団体など様々な主体と連携・協力しながら住民参加型のまちづくりを進めていくことが必要になります。

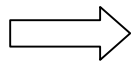
(7) 行財政運営の確立

社会環境の変化により住民ニーズは多様化・複雑化の一途をたどるなかで、現行の組織体制では住民ニーズを十分に反映させる、きめ細かな施策の提供は難しい状況になっています。

新市では、早期に効率的な組織体制を確立し、職員の政策能力や専門性を高めるなど、行政サービスの向上を図るとともに、効率的な財政運営を行い併せて合併効果を反映させ安定する財政基盤の確立を図る必要があります。

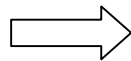
3．新市まちづくりの基本理念

- (1) 茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。



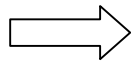
地理的・交通優位性を活かしたまちづくり

- (2) 少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



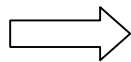
住民が安心して暮らせるまちづくり

- (3) 自然に恵まれ育んできた文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。



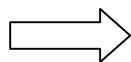
環境に恵まれた交流拠点づくり

- (4) 住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。



住民協働のまちづくり

- (5) 広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。



行財政の基盤強化

4．新市の将来像

新市を建設していくため、まちづくりの基本理念をもとに、今まで以上に行政と住民のパートナーシップを強め、相互理解のもと、地理的な優位性を活かした「笠間市」を築いていく必要があります。

新市の重点ビジョン及び将来像を次のとおり定めるものとします。

【新市まちづくりの重点ビジョン】

- ・恵まれた交通基盤を生かしたまちづくり

【新市の将来像】

- ・住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

この将来像は、茨城県の中央部に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、「陸」(恵まれた鉄道、高速道路網)・「海」(常陸那珂港と結ぶ北関東自動車道の存在)・「空」(百里飛行場と結ぶ常磐自動車道の存在)を結ぶ地域として、これまで育んだ文化や伝統を活かし、住みよい環境づくりに努め、情報発信に力を入れたまちづくりを目指すものです。

新市まちづくり計画に係る基本構想体系図（案）

— 協議 第10号 資料 —

